

岩手県告示第 516 号

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和 39 年岩手県告示第 262 号の 7）の一部を次のように改正し、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

平成 20 年 7 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務 の範囲	指定した金融機関			取扱事務 の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]			[略]	[略]			
宮古信用金庫	[略]			宮古信用金庫	[略]		
二戸信用金庫	二戸市	本店及び支店		気仙沼信用金庫	[略]		
気仙沼信用金庫	[略]			[略]			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							